

平成28年度第3回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会 会議録

<p>議題</p>	<p>議題 (1) 「住まいの相談窓口」の開設状況について (2) 「空き家活用等マッチング制度」の創設状況について (3) 今後優先的に取り組む施策について 報告 (1) 空家等対策計画の策定状況について (2) 平成29年度のスケジュールについて (3) その他</p>
<p>日時</p>	<p>平成29年3月29日(水) 10:00～12:02</p>
<p>場所</p>	<p>茅ヶ崎市役所分庁舎6階コミュニティホール集会室1</p>
<p>出席者氏名</p>	<p>【委員】 細田委員、後藤(金)委員、青木委員、仲谷委員、矢島委員、伊澤委員、須田委員、後藤(光)委員、神谷委員、竹内委員長、山本委員、松本委員、野口委員、塩川委員、入原委員 【欠席委員】 加藤副委員長 【事務局】 <都市政策課> 関野課長、後藤主幹、高際主任 <株式会社日本能率協会総合研究所> 加藤</p>
<p>会議資料</p>	<p>【議題資料】 (1) 「住まいの相談窓口」の現在の対応状況 資料1 (2) 「空き家活用等マッチング制度」の現在の対応状況 資料2 (3) 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの施策における今後の取組方針 資料3-1 施策検討に関する資料(高齢社会における「住まい」のモデル事業検討(案)) 資料3-2 施策検討に関する資料(市営住宅の有効活用) 資料3-3 施策検討に関する資料(「(仮称)湘南茅ヶ崎住宅」ブランド) 資料3-4 【報告資料】 (1) 空き家等対策計画の策定状況について 資料4 空き家対策に関する政策提言について・・・<参考資料> (2) 平成29年度のスケジュールについて 資料5 (3) その他 国土交通省閣議決定案件(情報提供)・・・<その他></p>

	<その他資料> (事前送付資料) ※ 第2回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会議事録 <その他資料> (当日資料) ※茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会会員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	なし

午前10時00分開会

○関野都市政策課長

皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第3回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

本委員会は、原則公開となっておりますが、本日は、傍聴の申し出はございませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

それでは、議題に入る前に本日初めてご出席頂きました大妻女子大学教授の松本委員よりご挨拶を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

[松本委員（第1回・2回欠席）の紹介]

○松本委員

3回目なのに初めてということで、今日やって参りました。松本暢子と申します。

大学が多摩ニュータウンなものですから、どうしても茅ヶ崎市に来るのに1時間半くらいかかってしまい、午後の時間帯ですと授業の関係で出席が難しく、これまで出席することができませんでした。都市マスタープランを作る際には少しお手伝いさせていただきましたが、住宅のことはこれから大事な問題だと思いますし、市民の方と一緒にこういうことを検討していくことは、今後の実行力に繋がっていくと思っておりますので、関心を持って1回目、2回目の推進委員会の議事録を拝見しておりました。本日は3回目ということで、今年度最後の推進委員会ですが、何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○関野都市政策課長

ありがとうございました。

それではまず、会議の開催に当たりまして、委員の出欠席の状況を御報告させていただきます。委員16名のうち、加藤副委員長より欠席の御連絡を頂いております。また、須田委員は現在到着が遅れているようですので、現在、委員16名のうち14名のご出席を頂いております。したがって、茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則第5条第2項の規定を充足しており、本日の会議は成立していることを御報告させていただきます。

本日の会議の内容につきましては、議題3件、報告3件となっております。多岐に渡りますが、よろしくご審議の程、お願い致します。

続きまして、お手元の資料につきまして確認をさせていただきます。

最初に、事前にご送付しました資料から確認をさせていただきます。議題（1）「住まいの相談窓口」の開設状況についてとして資料1がございまして、議題（2）「空き家活用等マッチング制度」の創設状況についてとして資料2がございまして、議題（3）「優先的に取り組む施策について」として資料3-1から資料3-4がございまして、次に報告（1）「空家等対策計画の策定状況について」として資料4がございまして、そして報告（2）「今後のスケジ

ュール」として資料5がございませう。また報告の「その他」として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」についての資料がございませう。そして、最後のその他資料として第2回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会議事録を事前送付させて頂戴ました。

また、当日資料といたしまして、茅ヶ崎市空家等対策計画と茅ヶ崎市特定空家等判定基準の本冊の製本版、茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会会員名簿、その他第1回の時よりご用意いたしておられます空家等対策の推進に関する特別措置法関係の資料を閉じこんだファイルと、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの冊子、「住まい制度」ガイドブック（平成28年度版）の冊子、および座席表を机に置かせて頂戴しております。

資料等は以上でございませう。ご確認の上、不足等ございませうたらお申し出下さい。

ありがとうございます。

それでは、これからの進行は茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則第5条第1項に基づきまして、竹内委員長にお願いを申し上げます。

○竹内委員長

皆様おはようございませう。これから平成28年度第3回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会の審議を始めさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

最初に議事録署名人を指名することになっています。順番ですが、今回は後藤光子委員にお願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○後藤（光）委員

承知しました。

○竹内委員長

ありがとうございます。それでは、後藤委員よろしくお願ひ致します。

冒頭に事務局から説明がありましたが、本日の議題は3つです。議題（1）・（2）は今年1月からスタートした「住まいの相談窓口」と「空き家活用等マッチング制度」について、この間の対応状況を中心に議論いただきます。議題（3）は本日の本題となりますが、「今後優先的に取り組む施策」についての議論です。その他報告事項として、これまでいろいろご意見いただいた「空家等対策計画」の結果まとめなどです。かなり幅広な内容になっていますが、活発なご議論をよろしくお願ひ致します。

それでは、まず議題（1）・（2）について事務局からまとめて説明をお願いします。

○都市政策課高際主任

それでは、議題1及び議題2についてまとめてご説明させていただきます。

まず、資料1に、住まいの相談窓口の開設状況の資料をご用意しております。

「住まいの相談窓口」につきましては、どこに相談したら良いか分からない等の「住まいに関する悩み」を持つ方に対し、まずは都市政策課に開設する相談窓口にお問い合わせ頂き、相談内容を整理し、適切な担当課や関係機関・団体に繋ぐことにより、住まいに関

する様々な制度や支援メニュー等の紹介する制度でございます。

まず、これまでの経過についてご報告致します。

庁内関係課に繋ぐ場合の繋ぎ方、記録の残し方、情報共有のしかた等については、昨年、庁内関係課や協力団体との詳細内容についての協議を行い、マニュアルの整備まで行ってまいりました。

また、市内部で対応できない場合には、関係する協定団体に繋ぐこととなりますが、相談内容に応じてどの団体にどのように繋ぐか、無料でできる範囲、記録をどのように残すか、等の取り決めを協議してまいりました。

現在の相談状況につきましては、**資料1**の①から⑧に示す通り3月7日現在で8件の相談がございました。相談内容といたしましては、借地権の権利関係に関する相談、建物の解体に関する相談、賃貸契約時の連帯保証人の必要性に関する相談等でございます。

相談者の意向等もあり、実際に協定先に繋いだ案件は1件でございます。

①の建物の解体に関する相談に関しましては、空き家の解体業者の紹介依頼でございましたが、協定を結んだ協力事業者では対応できないとのことで、県の登録情報をお伝えしたという案件がございました。

②の賃貸契約時の連帯保証人の必要性のご相談に関しましては、すでに不動産仲介業者が介入しているとのことから、協定団体に繋ぐには至りませんでした。

③の空き家の処分に係る市の助成金についてのご相談に対しましては、現状空き家解体に伴う市の補助金制度はない旨を回答しております。

⑤の住宅リフォームの市の助成金についてのご相談に対しましては、市の制度でリフォームについては、生活弱者向けの制度以外については、耐震診断、耐震改修のみということをお答えし、その内容の相談を希望されたため建築指導課へお繋ぎいたしました。

⑧のDVの相談先についての外国人の方からのご相談に対しましては、市の外国人住民対応を所管している男女共同参画課にお繋ぎするとともに、県HP記載の外国語によるDV相談先を紹介いたしました。

「住まいの相談窓口」の周知といたしましては、資料1の3枚目でございますチラシを、1月15日号の広報紙への掲載、1月23日の記者発表等で周知してまいりました。現在ホームページにチラシを掲載しているほか、関係する課及び出先機関にも掲示をしております。今後引き続き制度の周知に努めるとともに、相談事例の蓄積に努め、逐次制度改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、**資料2**に、「空き家活用等マッチング制度」の創設状況の説明資料をご用意しております。

「空き家活用等マッチング制度」につきましては、「市場に流通していない空き家」や「市場での借り手のつかない空き家」等の所有者と、地域等の活性化や課題解決を図ろうとしている「空き家活用等希望者」（NPO団体）との出会いの場を設けることにより、空き家の活用・流通促進や地域の活性化へのきっかけをつくっていく制度でございます。

制度の利用を希望する「空き家所有者」と「空き家活用等希望者」が、おのおの登録を行い、双方希望に合う物件を市が立会いのもとに、引き合わせを行います。その後契約に向けての意向が見いだせた物件については、協定団体の推薦する宅地建物取引業者が交渉・契約の業務を行うこととしています。

まず、これまでの経過についてご報告致します。

庁内の関係する課への周知、特に利活用が想定される用途に変更する場合の法規制に関する関係部局や、市民協働を推進する部局等への協議を行い、制度の周知に努めてまいりました。

協定を締結しております2団体とは、制度の詳細内容の説明、どのような状況になった時に協力を依頼するか、等の取り決めを協議してまいりました。

現在の状況につきましては、空き家所有者の登録が1件ございました。

一戸建て住宅、木造2階建て、平成3年築（新耐震建築物）の物件で、現地調査を行い、老朽化の有無の確認を行ったうえで、2月7日に登録を行ったものでございます。

登録を行った物件につきましては、現在画面の情報をHPで公開しております。

一昨年にリフォームを行ったとのことで画面のとおりきれいな状態であり、バリアフリーにも配慮されております。また月額60,000円を希望されておますが、本日所有者より連絡があり、なかなか活用側の登録が進まず一度市場に流したい為、登録辞退の申し出がございました。

その他、登録には至っておりませんが、事前相談を受けた案件が7件ございました。活用希望者からの相談が6件、活用所有者からの相談が1件でございました。

②の空き家所有者からの問い合わせに対しては、現在は市場に流通させているので登録はできないものの、今後状況に応じて登録申請予定の状況でございます。

その他の空き家活用等希望者からの状況につきましては、カフェや子育て支援施設、子ども食堂等の利活用を希望されているNPO団体からの問い合わせがございましたが、希望している施設の用途のほかに、事業計画内容も提示して頂く必要があること、その他登録に必要な書類についての内容をご説明しております。管理運営面の内容まで検討されていない等の理由から、まだ登録には至っておらず、事前相談にとどまっている状況でございます。

本制度に関してはなぜ個人または営利団体で活用できないのか、耐震化が必須なのはなぜか等の問い合わせも頂いており制度設計の趣旨を丁寧に説明させて頂いております。

また、この制度の課題といたしましては、空き家の登録要件として、旧耐震基準の空家については耐震診断及び耐震改修が必要な旨を規定していること、また現在市において空き家の耐震改修やリフォーム費用の助成制度がないこと、等により登録が期待できる空き家が少ないのではという懸念がございます。今後の問い合わせ状況により必要な策を講じていく予定で考えております。

周知といたしましては、資料2の2枚目にごございますチラシを、1月15日号の広報紙

への掲載、1月23日の記者発表等で周知してまいりました。現在ホームページにチラシを掲載しているほか、市内のNPO団体、関係する課及び出先機関にも掲示をしております。

実際の引き合わせにつきましては、今後になりますが、市場に流通しない空き家の活用が少しでも進むよう、引き続き制度周知を図ってまいりたいと考えております。

資料1、資料2の説明は以上でございます。

○竹内委員長

ありがとうございます。説明いただいた2つの取り組み、「住まいの相談窓口」と「空き家活用等マッチング制度」はどちらも今年1月25日からスタートし、3月7日現在の実績ですからおよそ1カ月半の対応です。相談数が多いのか少ないのかまだよくわかりませんが、いくつか興味深い相談例もあるようです。ご意見・ご質問、どこからでも結構ですので、いかがでしょうか。

○伊澤委員

事務局に質問です。茅ヶ崎建設業協会として参加させて頂いている中で、解体の依頼に関する相談が2件あったということですが、なぜ神奈川県に登録業者をご紹介されたのでしょうか。茅ヶ崎の業者も木造の解体であればどなたでもできるというか、施工することには問題はないと思うのですけれども、あえて神奈川県に登録業者を紹介したというのはどういうことなのでしょう。であれば、今後、茅ヶ崎での解体に関しては茅ヶ崎建設業協会には紹介しないということで解釈してよいのか。当然、これに臨むに当たって、建築関係の業者を呼んで説明を頂きましたが、皆さん、「どうなってくるのかな」と思いながら一応参加させて頂いている中で、解体がないということであればもしかしたら1社減るかもしれないので、そのあたりの経緯を教えてください。私が戻ってお伝えしなければいけないものですから。

○竹内委員長

事務局、いかがですか。

○都市政策課高際主任

ご質問ありがとうございます。こちらの案件につきましては、一度事務局で建設業協会の事務局にご連絡させて頂きましたところ、実際に登録を行っている事業者での対応は難しいというお話を頂きました。ただし、協定事業者の傘下の下請業者では対応は可能というようなお話も頂きましたが、実際に協定を結ばせて頂いている事業者ではないということで、建設業協会にお繋ぎはしませんでした。県のHPで茅ヶ崎市の業者、解体業者だけをピックアップしまして、その情報を相談者に提供したという経過でございます。

今後もし建設業協会の中で、実際に協定を結ばせて頂いている事業者の方で、実際に解体ができるというようなことであれば、ぜひ市としてもお願いしたいと想定しているところでございます。

○竹内委員長

よろしいでしょうか。それでは次、はい。

○野口委員

2点ありまして、**資料1**について、相談窓口はやはり大変ですね。市の担当者が対応として窓口で困っていること、こういうことについて問い合わせがあってもなかなか答えづらいとか、紹介しづらいとか、あるいはどういう団体に紹介したらいいのか困るとか。この2カ月でよく相談件数が出てきたなと思っているので、今の時点で対応が困っているのであれば、何かしらの対応と一緒に考えないといけないので、ぜひ市の担当者として困っていることがあれば教えて頂きたい。とりわけ私としては、③の相談の受け付けは、これで本当に対応がよいのかどうかと感じたり、紹介者が違うのではないかなというところもあるので、その辺のお話をお伺いしたいです。

それから、**資料2**に関して、「空き家マッチング制度」も問い合わせがいっぱいあるので期待はしているのですが、なかなか活用希望登録まで至っていないということについて、何が原因なのでしょう。もしもNPO等々からお聞きしていることがあれば、お聞きしたいと思います。私が知っている限り、本当は登録したいのだけれども、いま一つ活用しづらいなという話を某団体から聞いておりますので、その辺何か具体的にあればぜひ、制度改善に結びつくようなことが何かあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○竹内委員長

事務局どうぞ。

○都市政策課後藤主幹

事務局よりお答え致します。まず住まいの相談窓口につきましては、3月7日現在で8件でございますが、本日現在では11件まで来ているところでございます。7日の時点以降は3件ということで、その中で1件は県の弁護士会のほうにお繋ぎしたのもございます。合計11件の中でも多彩な相談を受けておまして、相談先としてどこに繋げるのかというかなり迷う場面も多々ございます。庁内で対応できるのか、それから協定団体のどこに繋げていくのかというようなところにつきましても、相談者の意向も聞きながら対応を進めているところでございます。

今後につきましても、事例に応じて、対象となりそうな団体にお問い合わせをさせて頂きながら進めていきたいと思っております。

○野口委員

人生相談みたいな話ばかりなんですよね。これは「市で対応が大丈夫なのか？」とは問い詰めませんが、相当人生経験がないと答えられないことが結構ありそうだと思っていて、行政の中だけで処理が上手くできるのか、それとも誰かアドバイザーみたいな人がやはり必要なのかどうかということも含めて検討すべきかと思えます。

○都市政策課後藤主幹

「住まいの相談」という定義が不明確な部分もございますので、多分に人生相談的な相談が増えているところもございますが、庁内で対応できるところについては対応しているということでございます。

それから、空き家のマッチング制度でございますが、活用希望者から事前相談を受けているもののまだ活用希望登録に至っていないというところでは、希望者からは「こういった建物用途を希望する」というようなお話は多々お受けしてはいますが、資金面をどうするのか、管理運営をどうしていくのかといったところがどうしてもまだ煮詰まっていない希望者が多いのではと感じています。活用希望者に対しては、相談があった後日に「その後どうなりましたか」というようなお問い合わせもさせて頂いているところではありますが、その後の進展は今のところないというような状況もありますので、今後引き続き事前相談者への意向確認等を行っていきたいと考えております。

○竹内委員長

「住まいの相談」については、今のところ、一応庁内で対応できているということでしょうか。相談内容によっては繋ぎ方の問題もありそうですが、まだそれほど複雑な相談例はなさそうといった印象です。しかし、いくつか空き家に関する相談も寄せられていて、それぞれ掘り下げると、いろんな話が出きそうですが、深掘りするまでには至っていないようにも思います。もう一つのマッチング制度についてはやはりハードルが高いといった印象です。空き家所有者の登録では耐震化要件や公益目的（地域活性化要件）での提供ということで、該当する所有者は相当限られることが、今回の事例によっても予感させます。一方の空き家活用希望者は事業の具体性はともかく、場所確保のニーズはかなりあるようですが、物件不足含めて、両者のマッチングの見通しは、今のところまだよくわからない、といったところでしょうか。

他にいかがでしょうか。

○松本委員

東京都内で住まいの相談を行っている自治体もあるのですが、高齢者が今住んでいる住まいでいろいろ問題があって引っ越したいとか、いろいろ困っているというご相談が非常に多くて、それをご相談に乗って福祉のほうとどういうふうに連携していくかという話をしています。茅ヶ崎の相談窓口で、そういった話が余りないので、その辺はどういうふうになっているのかなということを教えて頂ければと思います。茅ヶ崎はそういう問題を抱えている方が少ないという訳はないと思うのですが、ちょっとそういう相談が少ないので、気になりました。むしろ高齢者の方にそれなりの住宅に移って頂くという話が、セーフティネットの大事な話のような気がします。

○竹内委員長

高齢者の住まいの相談や福祉との連携についてです。事務局いかがでしょうか。

○都市政策課後藤主幹

本日現在までに受けている住まいの相談窓口でのご相談の中には、高齢者、それから障

害者の方からのご相談はありませんでした。実際に高齢者、障害者の方からの住まいの相談につきまして、どこに相談すればよいか分かっている方は福祉部局のほうに直接相談に行ってしまう場合も想定されます。住まいの関係につきましては、逆に福祉部局からこちらに戻ってくるという内容もあろうかと思いますが、そういった場面においても多少のリフォームですとかそういった話であれば、福祉部局で理学療法士による相談対応もしているので、そちらで対応しているかと思えます。住まいの相談窓口の趣旨は、どこにどういった相談をしていいかわからないという住民に対して、担当部局・協力団体に繋ぐことを目的としておりますので、今後そのような相談を受けた場合には福祉部局と連携した上で対応していきたいと思っております。

○松本委員

今のお話について、今後変わっていくのだと思いますが、多分このチラシの配布の仕方とか周知の仕方が大分違うのかなと思えます。違うというのは、例えば調布市ではチラシを地域包括センターから配って頂くとか、高齢者や障害者に届くようなセーフティネットとして対応しており、その上で市役所の中で福祉や住宅、まちづくりの部署と連携していく機会として捉えて個別の問題に対応しています。茅ヶ崎市の場合、連携する前の段階だと感じました。今後そういう連携が大事になるということで、国交省と厚労省の大臣クラスで最近随分セーフティネットの話が進んでいるように聞いていますので、地域でこういうことを実際にやっていくというときには、市役所の中でもう少し連携をして進めていくようなことを模索して行って頂ければよいと思えます。

○竹内委員長

相談窓口開設の周知の仕方や庁内福祉セクションとの連携、さらには、地域との連携・ネットワーク化の問題ともいえます。その辺を意識しながら、周知活動や相談体制を工夫すべきとのご意見です。

○都市政策課後藤主幹

ご意見ありがとうございます。会議資料にもチラシを用意してございますけれども、その中の周知先としまして福祉部局の関係機関等につきましても記述をした上で周知をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○竹内委員長

他にございますか。

○後藤（光）委員

今の松本先生のお話について、空き家を貸したいという方は耐震改修のハードルがあるということ、活用したいという方は個人ではなくNPO法人などでなければならないということです。そこが問題になっているということですが、次の段階では個人の住居の問題にも立ち入らなければならないと思えますが、現状では大問題となっている高齢者の住まいまでは手が届かないということではないかと思えます。

○竹内委員長

マッチング制度の活用は「個人ではなくNPO法人など」という要件があることで、充分な相談に乗れなかったのは、「相談⑦」が1つの例ですね。市外からの転居予定の方の相談ですから、「茅ヶ崎の魅力の発信」や「地域の活性化」の話につながるものです。この種の相談には、協力団体での空き家紹介の検討を含めて、もう少し幅広く対応できるように工夫していくべき課題といえます。

○野口委員

ちょっと事例を紹介させていただきます。小さい自治体ですが、7,000人の自治体で、企画課の職員が、地域の活動を支援したり、まちづくり活動を支援しながら、実は空き家担当でもあってという事例があります。そうすると、まさにこういう相談について、どこに空き家があって、その所有者は誰で、空き家バンクに登録はしていないけれども活用したい人の相談を受け付けてくれる不動産屋さん等の情報もよく知っていて、ちゃんと企画課の職員が不動産屋に繋げてあげて、外から住民が入ってきた。この相談のように空き家を事務所に使いたい人を取り込んで、今後地域の核になって活性化に結びついていくという取組みをされていて、これはまさに7,000人の自治体だからできる取組みです。住民も含めて職員が様々なことを把握しているのでできる取組みですが、茅ヶ崎ぐらいの自治体になるとなかなか厳しいのだろうとも思います。こういった取組みをシステムにしているのか、それとも職員のキャラクターで成り立たせるのか等、判断は難しいですが、どのように対応していけばよろしいのでしょうか。

○竹内委員長

20数万人規模の茅ヶ崎は、例えば7つの行政区がある川崎市と比べると、その1つの区と同程度の規模です。首都圏郊外部の都市として、その規模という面からいけば市と地域との距離感はかなり近いように思います。ですから、仕組みとしての地域的な取り組みは可能というか、そういう期待を持ちたいところですね。

相談事例については、これからも検証の意味で話題として取り上げてもらい、制度改善の検討に結びつけていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3の「今後優先的に取り組む施策について」ということで、事務局より、説明をお願いします。

○都市政策課高際主任

議題3の「今後優先的に取り組む施策について」について事務局より説明いたします。

まず、資料3-1に「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの施策における今後の取組方針」を用意しております。

住まいづくりアクションプランの施策一覧表のうち、優先的に取り組む施策を赤囲いで表記しております。

資料3-1の2枚目以降に各施策における今後の取組方針を記述しておりますが、今回優先的に取り組む施策（取組5, 6, 7, 8）を中心に説明させていただきます。その他の施策についての今後の方針については、前回提示した資料と特に変更はありませんので説明

は割愛させていただきます。

資料3-2 高齢社会における「住まい」のモデル事業検討（案）につきましては、高齢者が地域で安心して住み続けられることを目的とし地域の現状、課題等を理解し解決の取り組みを行政ではなく、地域主体で検討して頂くことをモデル的に実施することを想定しております。対象としては、まちぢから協議会単位とし、高齢化率等を考慮に入れ、地域を選定したいと考えておりますが、本制度はあくまで地域が主体と考えておりますので、まちぢから協議会の定例会等でも説明を行い、地域として立候補をしてもらうことを想定しております。2ページの3事業全体の進め方につきましては、イメージ案に記載のとおり、ワークショップを4回程度開催できればと考えております。1回目で市より現状について情報提供させて頂いた上で、地域での課題について、個人の生活レベル、地区のコミュニティレベルで話し合いを行って頂き、2回目で課題解決のアイデアを地域で考えて頂きます。3回目で課題解決のアイデアの具体化について話し合いを行い、4回目で社会実験を行います。参加者としては、現時点では住民、自治会、民生委員等を想定しておりますが、ご意見等頂ければ幸いです。併せて空家等対策計画に基づく地域的な展開についても実施できればと考えております。地域における空き家状況の情報提供を行い、空き家の利活用等についても議論して頂ければと考えております。

4ページからは高齢者の暮らしを支える事例について紹介しております。地域での見守り活動等について情報提供を行い、地域での議論の参考として活用を想定しております。

続いて、資料3-3 市営住宅の有効活用について現状を中心にご説明させていただきます。初めに市営住宅の現状について本市では、平成28年11月時点で市営住宅331戸、借上型市営住宅159戸計490戸を管理しております。なおコンフォール茅ヶ崎浜見平団地はURが整備したものを茅ヶ崎市が借り上げております。建設年度については、市営住宅は昭和41年を初めとして、直近では平成10年建設となっております。また借上型住宅については、20年借り上げとなっており、平成14年借り上げ物件については、5年後には借り上げが終了する予定です。3ページ応募倍率について、応募世帯数については、100～200世帯で推移しており、平均すると約10倍となっております。

市営住宅の目標整備戸数については、平成25年度に策定した茅ヶ崎市市営住宅ストック計画において32年度末までに新規で84戸を供給目標戸数としており、平成28年11月時点で残りは44戸となっております。「茅ヶ崎市市営住宅ストック総合活用計画」においては、基本方針として、ストックの長期有効活用と将来の人口と世帯動向を踏まえた供給、住宅セーフティネット機能の強化、公平性・透明性のさらなる確保としております。今後、計画の改定に併せて、住まいづくり推進委員会より、必要に応じて、提言ができればと考えておりますのでご意見頂ければ幸いです。

続きまして、資料3-4 「(仮称) 湘南茅ヶ崎住宅」ブランドについて、説明させていただきます。初めに地域ブランドの事例をいくつか紹介させていただきます。北海道の北方型住宅については、長寿命化、安心・健康、環境との共生、地域らしさの4つを方針とし、具体的

は基準として2ページに整理をしております。また、北海道が作成した新築住宅の情報を保存・蓄積するシステムである、北方型住宅サポートシステムを構築しており、内容について随時Webでチェックすることができる体制となっております。5ページでは、新しい北方型住宅「きた住まい」として、北海道が定めたルールを守り、安全で良質な家作りができる住宅事業者を登録・公開する制度を開始しております。6ページでは民間事業者の湘南ブランドを紹介しております。こちらは民間不動産会社を中心となり、HPを通じて湘南で家を建てる人のための工務店探しとオーダーメイドの建築事例の情報提供を行っております。湘南ブランドの定義として、自然素材の扱い方をしている、家が格好いい、湘南らしい、注文住宅をメインとしている、街並みを破壊しない、街並みに映えることを意識している、風景になる家、既に住まわれている方から満足の感想を聞いている等としております。7ページではミキハウスの子育てに優しい住まいと環境認定制度を紹介しております。こちらは、住まいそのものと周辺環境について、子供や子育て家族が快適かつ安心・安全な暮らしを送れるように子育てに優しい住まいと環境の認定事業になり、基準を満たした物件については、認定証並びに認定マークを付与しております。8ページでは、住まいづくりアクションプランの湘南茅ヶ崎住宅の位置付けを記載しております。大きく2つに分かれており、本市の特性にあったガイドラインの作成及びブランドの普及促進を施策としております。9ページでは今後の取り組み方針を整理しております。ブランドコンセプトについては、事務局で、検討すべきコンセプトを記載させて頂きました。ご意見等頂ければ幸いです。また、市がブランド認定するにあたっては、市民及び事業者にとって認定を受けることのメリットについて整理する必要があると考え、事務局で考えられる以下の3つを記載しております。1点目、ブランド認定取得で付加価値アップ、2点目、認定マークの使用で広報効果・信頼度アップ、3点目ブランド認定情報を市も発信としております。今後のブランド策定にあたってご意見を頂ければ幸いです。資料3についての説明については以上です。

○竹内委員長

今後優先的に取り組むべき施策として、3つのテーマを中心にして説明していただきました。いずれも重要なテーマですが、特に、資料3-2の高齢社会における「住まい」のモデル事業検討については、地域での取り組みとして、これまでもいろいろ議論されてきた主要テーマといえるものです。他のテーマを含めて、ご意見等うかがいます。

○野口委員

まとめてお話しさせていただきます。

1つは、地域展開をするという話は以前から議論になっていたもので、いよいよ実施段階に入っていくのかなと感じています。ただ、対象者が非常に難しいと思っております、一斉に集めて協議するという時に、果たして高齢者とやや専門的な人と若い人と、かみ合ってワークショップができるのかと疑問です。相当ワークショップの開催の仕方が難しい、あるいは、テーマによってある層にアウトリーチをかけなきゃいけないので、まさにその

層を誰がつかむのかというのが非常に難しいという気がしまして、これは恐らく来年度になって相当検討することになると思うので、ぜひワークショップの仕方を検討しておいたほうがよいと思います。簡単に、高齢者の方を集めるのであればポストイットタイプは書いてくれないので完全に失敗します。何かそういったやり方を変えなければいけないと思います。むしろポストイットは若いお母さん方だと慣れているので、意見がどんどん出てきます。ただ、若いお母さんで住まいに興味がある方にどうやってアウトリーチをかけるかというのは、率直に言って行政が不得意とするところなので、恐らく他のセクションの方としっかり協力し合って、高齢者支援セクション、子育て支援セクションなどと協力してアウトリーチをかけないといけません。あるいは一緒になってワークショップをしないと、住まいという観点だけでは議論にならない可能性があるのも、この点については、是非、他のセクションと研究して頂いたらいいなと思っています。

それから2点目の資料3-3ですが、市営住宅の計画に基づいて取り組んでいくということのようですが、借り上げ型市営住宅は古いもので平成14年開始で、期限があるわけですね。家主さんとの関係で、入居者を突然追い出そうと思ったら追い出せる条件、これをどういうふうにご考えられているのかということをお伺いしたいです。これは市ではなく、松本委員に聞いたほうがいいのかもかもしれません。ただし、トラブルが出てくるということをお前提に、制度設計も含めて考えていかないと、場合によっては住みかえの斡旋までしないと「私を追い出すのか」という話になりかねません。入居者を追い出すとなると、また新しい需要が出てきて、何のために市営住宅を整備しているのかという話になると思いますので、市としての考えがあれば教えてほしいです。

それから、最後のブランドについて、これは多分非常に難しいのですが、私が感じているのは、市の職員あるいは市内の居住者だと茅ヶ崎のブランド性が見つけられない可能性があります。逆に市外の方、東京にお住まいの方、横浜にお住まいの方に茅ヶ崎ってどんなブランド性があるかというのを発見して頂くような取組み、つまりマーケットと会話するということが結構重要だと思っています。私の感覚では、茅ヶ崎のよさは里山があって、海があって、風が非常によいということです。東海道線に乗ってくると恐らく茅ヶ崎あたりから空気がガラッと変わってくるという感覚は、恐らく茅ヶ崎にずっとお住まいの方では全く感動していないはずで、ところが、横浜、東京の人は非常に感動します。そういった、マーケットの動向に耳を傾けるということも重要なのだと思います。

もう一点は、私が他の自治体で取り組んだのは、ハウスメーカーの方や設計屋さんとしてしっかり会話すると、実は茅ヶ崎ブランドって自分のメーカーでこのように対応できるという形で、意外とアイデアが出てくるということもあります。市の業者さんも非常に重要なのですが、他地域のハウスメーカーや戸建のハウスメーカーの方、マンションの供給者にも話を聞きながら、どこまでどう具体的に変わられるのかというような会話をすべきだと思います。マーケットとしっかり会話して、ビルダーとも会話していくと、何か見つかっていく可能性があるのではないかと思います。この辺の取組みは余りお金もかからないの

で、是非取り組まれたらどうかと思います。

○竹内委員長

3つのテーマそれぞれについてのご意見です。1つ目は、モデル地域でのワークショップの進め方について、2つ目は、借り上げ市営住宅の20年の契約期間その後の扱い方について、3つ目は、茅ヶ崎ブランドのその魅力の探し方などについてです。まず事務局の考えをうかがいます。

○都市政策課後藤主幹

事務局よりお答え致します。

まず、ワークショップの進め方についてのご意見につきましては、イメージ案ということで、その内容等をお示しさせて頂いたところでございますが、やはりどういった方が参加されるのかによって、内容や進め方が変わってくるという前提で資料をお示しております。まだ粗々の内容でしか提示しておりませんので、今後詳細については詰めていかなければいけないと思います。また、ワークショップは高齢福祉部局・子育て部局とも連携した中で進めていきたいと考えています。

ワークショップは、あまり市が前面に立ってもなかなか上手くいかないのではないかと考えています。市からの一方的な、話をするわけにもいかないという中で、適切なアドバイスをして頂ける委員の皆様にもぜひご参画頂ければということも考えているところでございます。

それと、2番目の借り上げ住宅の話でございますが、平成14年に最初の借り上げが始まり、これは契約期間20年でございますので、平成34年、あと5年ほどで契約が切れてしまうという状況でございます。その後の計画については、建築課が所管課として担当しておりますが、まだ検討に着手していないということでございます。近隣市については、直近では藤沢市や平塚市が借り上げ住宅をやっております、その契約が間近に迫っているというようなことも聞いております。ちなみに藤沢市では10年延長するというようなことで考えているということです。平塚市は延長しないという方針を立てているようでございまして、居住者は既存の住宅に移ってもらって、契約の更新はしないというような方針を立てているようでございます。20年の契約期間が終了後について、恐らくは他の空き市営住宅もない中では、本市としましてはおそらく延長する予定にはなろうかと思っておりますが、国の試算によりますと、20年を超える借り上げ住宅については、赤字が見込まれるということもございますので、それを見据えた中で今後どうしていくのかというところは、市営住宅ストック総合活用計画があと5年ほどで見直しをする中で議論になってくると思っておりますので、委員の皆様からも今後ご意見を頂ければと思います。

3番目の湘南茅ヶ崎住宅については、明確にこうしていくということは現在のところはありませんが、都市マスタープラン、景観計画、みどりの基本計画を平成30年度までに見直すという中で、茅ヶ崎らしさとは何なのかというようなところも議論がされております。その中で、市内の方もしくは市外の方を対象としたブランディング調査を実施し、茅

ヶ崎は自由で明るくてゆったりしている印象が強いというような結果も出ているところですが、それが実際に具体的にどうなのかということは検証の必要があります。ただ、海もあるし、山もある。海だけの話でもいけないという委員からのご意見もあり、なかなか茅ヶ崎らしさをまとめるというのは難しいというところもあります。今後ご意見を頂きましたようなハウスメーカーの設計者へのアンケート調査等というような形で実施して探りを入れていきたいと思っております。

○野口委員

最後の湘南茅ヶ崎住宅の件についての意見です。実はアンケート調査では全く分からないと思います。私が会話と言っているのは、ハウスメーカーの設計者等と一緒に会話しながら、場合によっては物を見ながら、「ここが茅ヶ崎らしいよね」という話を研究会みたいなものを通じて、話し合ってみてはどうかということです。ハウスメーカーの設計屋さん自身で国から補助金をもらっているいろんな事業をやっているの、そういう方と組んでやってみてはどうかということです。例えば、つまらないことと言えば、メインのデザインを変えるだけでガラッと雰囲気が変わるみたいなこともちゃんと提案してくれます。繰り返しますが、アンケートでは茅ヶ崎らしさは全くわからないので、ちゃんと会話をするということが重要だろうと思います。

例えば、茅ヶ崎市の鉄砲道沿いに幾つかおもしろい住宅が建っていますよね。あれは、市外の設計者が設計した建物なのですが、それが本当に茅ヶ崎らしいのかどうかみたいな話を現場に行って見てもらったり、あるいは建物の中に入って見てもらったり、要するに茅ヶ崎の風を感じながら需要者・マーケットと会話するというのが、茅ヶ崎らしさを見つげるときに重要だろうと思っているので、ぜひそういう機会を上手く作ればよいのではないかと思っています。

○後藤（金）委員

茅ヶ崎市で高齢化が進んでいる地域では浜見平団地と鶴が台団地がございまして、超高齢化という状況になっているのですが、数年前から浜見平団地では建て替え工事を進めております。その中で高齢者が今まで既存のところに住んでいたのが新しい住居に移って、URが、きちっと入居するときに説明をして頂きました。今問題になっているのが、別館になってお風呂が入れないとか、冷暖房をどうやって操作したらよいのか分からないとか、そういう問題が出てきています。そういうことで、今、地域包括支援センターや民生委員の方が地域でいろいろと対策をしています。ワークショップもよいのですが、こういった問題に対して取組みを行っているところに行き行って聞き取り調査みたいなのも、先ほど言った直接会って話を聞くとか、そういうのが非常に重要になってくるのではないかなと思います。

○竹内委員長

事務局、いかがですか。

○都市政策課後藤主幹

ご意見ありがとうございます。浜見平団地や鶴が台団地は高齢化が進んでおります。浜見平団地につきましては、建て替え等も始まっておりますが、その中でお住まいの方に対して行った福祉部局によるやりとりに対する、聞き取り調査を行うべきというご意見がございました。こういった点についても重点的に進めていきたいと考えております。

○竹内委員長

モデル地域でのワークショップの進め方についてですが、その目的が、啓発活動に力点があるのか、地域の担い手育成がポイントなのか、はっきりしていないのが気になります。モデル地域の単位は、まちぢから協議会（自治会連合会）の単位、これは地域包括支援センターの対象範囲とも重なりますが、そのように想定されています。まちぢから協議会にはいくつか大小の自治会があって、人口規模では1万～3万人ぐらいの幅、小中学校区レベルのやや広い範囲です。各自治会レベルでみるとその活動には多分、温度差があって、元気なところやそうでないところもある。地域の担い手づくりに力点がある場合は、各自治会を基本単位に、例えば、元気な自治会との協働の取り組みを重視するモデル事業の考え方もある。協議会（連合会）単位か自治会単位か、その両方をうまく組み合わせるのか、ワークショップの進め方にも関係してくるように思います。

昨年の「住まいまちなみコンクール（住宅生産振興財団）」で松風台地区がまちなみ賞をもらっていますが、確か、自治会レベルのまちづくり委員会が主体となった取り組みです。地域での取り組み方として、どの程度の広がり度で、その主体をどうイメージするのか、人口の議論として、もう少し明らかにする必要があるように思います。

○後藤（光）委員

前の職場で働いていた時に異世代交流に関わりました。松林地区で若くて小さいお子さん、その親御さん、それに高齢者が年に1回一緒に集まって交流する取り組みを行っていました。今、高齢者ではフレイル予防といまして、虚弱にならない、介護どころかその前の、私みたいにちょっとよろよろしてきたみたいな人たちが、もう少し元に戻ってよろよろ片足で1分や2分は立ってられるぐらいになりましょうという予防の取り組みを行っています。フレイル予防には何が一番大事かという点、よく噛んで食べることと、社会参加です。よく噛んで食べて、みんなとわいわいと交流するという点で虚弱にならないように予防するということです。茅ヶ崎の高齢者で住むところがなくて困っているという人はそれほどいないと思います。出かける場所でちょっとあっちのほうで子どもたちの声も聞こえたり、お母さんたちとちょっと立ち話ができたりというようなイメージですね。これから茅ヶ崎市では地域の身近な範囲の中で、自転車で行けたり、歩いて行けたりするところで、いろんな異世代交流ができる。交流しないまでも、ちょっと子どもたちの声が聞こえるような、そういう集まりがあちこちにあるというようなイメージです。イベント的に月に1回開催する、年に1回開催するものではなく、気軽に行って何かできるというような、今ある公民館のもっと小さな集まりでもよいのですが、高齢者が気軽に行けるところが、あちこちにあるような、ちょっと通りがかりに寄ってみようかなというようなところ

があったら、高齢者にとってはすごくよいと思います。

○竹内委員長

身近な範囲でいろんな世代が気軽に集まり、交流できるような場づくりが、高齢者にとって大事な課題ではないかとのご意見です。

○山本委員

2つありまして、1つは2ページ、今後のワークショップの話で、ここでは例として1回から4回ほどの企画イメージが示されています。私はほかの地区で、これは高齢化が非常に進んでいる地区でこういうことをやっているのですが、できたら若い人は若い人で何か一回集まって、町に対する地区の住み方とか要望等を議論する。高齢者が一緒になるとかなり意見が違ふだろうと思います。ですので、1回目は高齢者を対象にし、2回目は若い人を中心に開催して、最後のほうで一緒にワークショップをすれば、ある程度内容を整理できるのではないのでしょうか。

もう一点は、最後の一番大事な茅ヶ崎の住宅ブランドの議論の中で、住宅そのものの話と周辺環境の話に分けて考えたほうがよいということです。事例に掲載されている北方住宅は、基本的に住宅の建物の内部の話ですよね。北海道は寒いですから、たくさんのエネルギーを使って温めるのを辞めてはどうかという趣旨だと思います。そういう住宅の内部の話と、資料にも記載されている住宅を含んだ周辺環境の話があると思いますが、これをはっきり区分しておかないといけないと思います。住宅だけの話もあれば、先ほど野口委員が仰った「風の吹き方」などもあると思います。これは環境共生型住宅で、いろいろな建築家の方がいろいろな地域で取り組んでおりますので、議論を2つに分けたほうがよいと思います。

○竹内委員長

ワークショップでは、若い人と高齢者といった世代の違いへの配慮が必要なこと、茅ヶ崎ブランドの検討では、住宅と周辺環境の区別を明確にする必要があること、などの意見をいただきました。なお「茅ヶ崎らしさ」を見つけるには、先に野口委員がアンケートではなく、設計者や需用者などとの会話を重視すべき、との指摘があったことも合わせて、大事な視点として加えておきます。

○後藤（金）委員

資料3-2なのですが、この中で対象地区の検討というお話があって、湘南地区、湘北、小出地区というふうに、これは高齢化率が高いところなのですが、実際に今、地域包括支援センターが中心となってケア会議というのを進めております。その中には当然、包括支援センター、民生委員、地区社会福祉協議会、自治会、ボランティアセンター等が入って地域のそういう問題点の話し合いをしているのですが、そういう中に入って頂いて、できたら一緒に話し合いをすとか、そういうやり方が進めやすいのではないかと思います。あと、資料の中の12地区の自治会連合会というのを、もうそろそろ「まちぢから協議会」に変えて頂いたほうがいいかもしれません。4月から13地区に変わります。茅ヶ崎地区

がJRを挟んで北と南に今一緒になっているのが、ちょっといろいろとやはり問題があるということで、南と北と分けることで、4月から13地区に変わるということでご承知ください。

○竹内委員長

モデル事業を進める際には、地域包括支援センターが中心となって議論されているケア会議をうまく活用する手もあるのではないかとのご指摘です。貴重なご意見、ありがとうございます。

○入原委員

かながわ住まいまちづくり協会の入原です。せっかく「資料2」にありますようなマッチング制度で空き家を活用したいというニーズがあるということもありましたので、どこかのタイミングでそういったニーズ、空き家を活用したいと思っている方々もこのワークショップに参加して頂くのもおもしろいかなと思います。そうすると、ある程度具体的な意見とか議論ができるのではないかなと思いますので、最初からというのは難しいかもしれませんが、どこかのタイミングでこういった方々が参加するとよいと思います。今後、地域を育てるに当たっても、脈のありそうな人にはちょっとつばをつけておいて、今度こんなことがありますのでどうですかなんていう案内もできるのかなということを感じました。1つ提案としてお考え頂ければと思います。

○竹内委員長

効果的かつ実践的なご提案かと思います。ぜひ機会を見つけて検討して頂きたい。

○仲谷委員

入原委員のご意見にも重なるかと思うのですが、高齢社会における住まい、高齢者の生活に対する取り組みというのは、いろんな切り口があると思います。私、この委員会に参加したときには、建物というか、ハードをメインに取り組みられていかれるのかなという受け取りをしていたのですが、この事業の目的を見ますと、ソフト面もこの委員会の活動の切り口になっていると思います。そういうのも含めて住まいづくりという括りにされているのかと思います。

○竹内委員長

仰る通り、ハード面の住まいのことだけではなく、「住まい」プラス「住まい方」「暮らし方」といったソフト面を含むものとして議論を進めています。国レベルでも、高齢者の住まいに関しては、国交省と厚労省が一緒になって議論するようになってきています。ハード面の建築とソフト面の福祉との連携、さらにそれを地域でどう展開するか、まちづくりの問題とも重なってきている、という理解をしています。

○青木委員

民生委員の青木と申します。この流れを見てみますと、市の方が地域に出かけていくというところのリストが多いのか少ないのかわかりませんが、逆に民生委員のほうがよく地域を知っているので、自治会の方と同じように、その中で気がついたことを市が吸い上

げる。受け身ではなくて、市はやはり地域に住んでいる方から、どういう問題があるかという問題提起をして頂くという位置づけがワークショップだと私は感じております。そういった認識でよろしいでしょうか。

○竹内委員長

モデル事業の取り組みは、地域主体が前提ですから、そのような認識でよろしいのではないかと思います。

○青木委員

そうしますと、あとはやり方なのですけれども、このワークショップの企画を見ると、1ページ目に湘南地区と書いてありますけれども、実は高齢化が高いのは湘南地区と湘北と小出。湘南地区は、先ほど後藤委員からお話がありましたけれども、浜見平が高齢者多いということですが、空き家という観点からしますと、ここは対象外なのですね。浜見平の団地のところが空いているから、それを活用しましょうということではないのですよね。あくまで一軒家が対象なのですよね。ちょっとすみません、質問します。

○竹内委員長

地域での取り組みとなると、ある程度企画側が事前にテーマや条件を想定するのはいいとしても、あくまで地域が主体で、地域の人達が抱えている問題をまずはすくい上げることがスタートになると考えていいのではないのでしょうか。

○青木委員

それをすくい上げる手段として、ボランティアセンターが各地区にありますよね。ボランティアセンターでは地域で困っている人の意見を吸い上げるヘルプデスクがありまして、ヘルプデスクの意見も市のほうでは吸い上げたほうがよいのではないのでしょうか。ただワークショップを開いて、そこから情報を得て、空き家だったらそこでフォーカスするという形のワークショップなのかなという印象です。今現在も、ヘルプデスクやボランティアセンターに電話がかかってくるので、その際「空き家に関してちょっとお聞きしたいんですけども」と話があった時に「いや、こちらのでは空き家の件は対応していません」ということだと非常に残念です。ですから、地域へ話を持っていく際にも、もうちょっと地域包括支援センターの方とかボラセンの方に、「こういうプロジェクトが進んでいるので、そういう問い合わせがあったら市のほうで吸収しますので」という連携を取って頂きたいです。やはり市は縦割りなので、そこら辺がちょっと難しいと思うのですが、せっかく市民と日々話をしている人が、「対応できません」というのは非常に残念な話かと個人的に思います。

○竹内委員長

大変貴重なご意見です。ありがとうございます。ワークショップに際して、例えば、民生委員の方や自治会の方、地域包括支援センターやボラセンの方などから地域の問題やニーズをしっかりと把握した上で進めるべきだというご意見です。その通りだと思います。

○野口委員

地域に入るのであれば空き家だけに限らないほうがよくて、まさに住まいとして自宅が空き家になっている方はワークショップには出てこないと思うのですけれども、自宅が今空き家になりそうだという方も多分そんなに多くはないと思います。むしろ今の住まいのままどうやって居住を継続できるかということの不安を皆さん持っているのではないかと思います。あるいは若い人の場合、ずっと茅ヶ崎に住み続けるのかという問題もあると思います。例えば、働いたら突然東京に出ていってしまうと、転出が増えるという話です。「茅ヶ崎でずっと住み続けて下さい」「高齢者の方は安心して住み続けて下さい」というような議論であれば皆さん話に乗ってくると思いますが、空き家の話になるとターゲットが非常に限られてしまうのではないかと思います。そういう面では、空き家だけに限らないほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹内委員長

地域で議論するときには、事前によりテーマを絞らないほうがよいということですね。空き家問題が話題になれば、それはうまく繋げていくとして、地域の人たちが考える「地域の住まい問題」に焦点が当たるようにワークショップを進めるべきとのご意見です。

○細田委員

松林地区の細田です。今のワークショップの話ですが、地域的に何が大事かといったら、後藤委員も言われましたが、地域の中では総体的に一体どういうことが問題になっていて、どういうことをすればいいのか、また、どういうことを考えていけばいいのかという動きが活発化しています。そういう中では、松林地区は高齢化率が平成26年度で23%と非常に高いのが現状です。面積が広い中で23%ですので。そういう意味では、高齢化率が上がっていく中で、地域の空き家の問題がたくさん出てきています。空き家が出てくる背景は何か。やはり交通網です。交通網が空き家率に影響しているということは、やはり東海道線を挟んで北側の山のほうにかけて空き家が多いことでも言えると思います。そういう実態もあるので、もしワークショップ進めていく中で、今出てきましたボラセンですか地域包括支援センター、地域のまちぢから協議会が各地区ごとにありますので、こういったところと提携しながら、ある程度意見を収集し、あるいは現場を回ってもらって、実態や背景をしっかりと掴んだ上で進めていく必要があると思います。

○竹内委員長

ありがとうございます。他にいかがですか。

○矢島委員

社会福祉協議会の矢島でございます。ワークショップの部分のところでも今議論しているのですけれども、うまくテーマを設定しないといけないと思います。地域でいろんなサロンとかをやっていますが、課題になってくるのが人手不足という形になっています。よい提案があって、「じゃあやろう」となった時に、「でも担う人材がないね」となってしまう、テーマとずれてしまうような議論になってしまう可能性もあると思います。上手くテーマを設定しないとちょっと違う方向に行ってしまう懸念もあるのかなと感じていま

ろでございます。

○竹内委員長

担い手のことも充分考慮してのテーマ設定が必要なこと、大事な視点です。

○野口委員

ですから、先ほどどなたかが言われたように、突然ワークショップを開くというのは難しく、事前のサーベイとしてしっかり一人一人の意見を聞いて、何が課題なのかを見つけた上でワークショップをすると効果的なのかもしれません。突然ワークショップをすると、地域の様々な問題が出てきて、全然住まいと関係ない議論になる可能性もあると思います。繰り返しますが、事前にやはり地域の課題は何なのか、住まいとの絡みで、ちゃんと個別にサーベイしておくということを行った上で、あるテーマを決めないと非常に危険だと思います。もう一つ、空き家にターゲットを絞ると、地域の個人の問題に入ってきますが、地域では空き家の所有者が分かっています。地域の人で、空き家所有者がわかっている方が、空き家活用なんていう、率直に言うと危険な議論をワークショップでできるわけがないと僕は経験上思っています。そういう意味で、空き家に限ると相当危ないと思います。本当に分かっている人は実は発言しづらくなってきます。空き家になっている経過も含めて全部分かっていますからね。高齢者の方で病院に入っている方とか、息子さんがどうなっているとか、みんなそういう情報を把握している方々で議論しろといったって、これは相当つらいと思います。

○竹内委員長

地域で空き家の利活用を考えると、所有者が「これこれの条件で貸してもいいよ」といった具体的な空き家がない段階では議論はなかなか難しいでしょうね。具体物件ではなく、抽象的に「使える空き家があればどんな利用の仕方があるか」といった学習型ワークショップであればできるかもしれませんが、しかしそれはそれで地域の課題とどう繋がっていくかはあまりはっきりしません。ワークショップを1年間かけ4回実施したことで、それが地域の空き家問題を含む住まいの問題について自分たちで考えていく、少なくともそのきっかけになることがモデル事業としての意味合いだと思います。例えば、住まいに関する地域的な自主管理組織が立ち上がったとか、その担い手づくりに役だった、といったことがワークショップの直接的な成果といえるのではないかと期待を込めて思いますが、さていかがでしょうか。

○青木委員

私どもは見守りという形で回っているのですが、空き家になるタイミングというのが分かりません。いつも見守っている人だったら、「私、これから離れますけれども、よろしくお願ひします、どうもお世話さまでした」と言われるところもあるし、黙ってどこかに入所されるとか、県外の息子さんのところに行くとかということもあるのですが、まずその空き家になるというところはどのようなトリガーがあるのか分かりません。例えば市役所に行って住民票を他市に移すということがトリガーなのか。それとも、自治会に入っている

方が、「お世話になりました、ここを留守にしますから、もう回覧は要りません、自治会にも行けませんよ」ということがトリガーなのか。そこら辺がちょっと分かりません。

実際空き家を見て、地域住民が空き家として認識するのがどういったところなのかが分かりませんので、教えて頂きたいです。

○竹内委員長

ある地域の事例ですが、転居する場合には、氏名、転居先住所、電話番号等を自治会長に届けるものとした自治会独自の空き家ルールを作っています。もちろん自治会の会員の方を対象とした退会届けを兼ねたものですが、転居後空き家となっても、いつでも所有者に連絡できるようにして、地域的な空き家管理が行われています。1つの参考例です。

○野口委員

市に質問ですが、市の空家対策計画の中で、今ちょっと読んだら、空き家の定義がちゃんと書いていないのですが、市は空き家の定義をどういうふうにご理解されていて、何戸あると考えているのでしょうか。恐らく、地域の認識と違う可能性もあります。

○都市政策課後藤主幹

事務局よりお答えします。法に基づく管理不全の空き家を今後適正に管理していくという空家特措法に基づく空き家の定義といたしましては、人が住まなくなって相応の期間、1年程度経ってしまったものが、まず1つ空き家になるという認識です。さらに、管理不全が進んでしまう場合は、法に基づく特定空家等というような措置を講じていくこととなりますが、法に基づく空き家の定義といたしましてはそういうこととなります。実際に地域の課題として扱って頂く空き家に関しては、またそれとは違った解釈になると考えています。

○竹内委員長

よろしいですか。

○野口委員

なかなか難しいなど。実際他のところで調査をしているのですが、非常に難しい。本人に聞いたら空き家ではないと言うはずだし、近所の方に聞いたら空き家だと言うし、実際は1年以内、時々来て実は泊まっているとか、お盆のときは必ず来るとか、これは空き家と言うのかとか、あるいは倉庫に使っている等のケースがあります。法律上は居住その他と書いてあり、その他の理由と書いてあって、その「その他」って一体何なのかというところの定義もあったりして、多分地域に入っていくときに大変難しい話になると思います。というのは、繰り返しますが、地域で空き家を議論するのは相当難しい。本当にワークショップで議論できるかといったら、難しい課題です

○青木委員

地域の「ある人」しか分からないと思います。ワークショップに出ている人が話されていて、他の人は空き家だと言いながら、他の地域の方は、「いや、娘さんが月1回窓をあけて来ていますよ」という話もあり得ます。全然所有者が空き家に来ない場合もありますし、

その定義が微妙です。ただ、空き家だけで話をすると、ちょっと誤解があるように思います。要は、草ぼうぼうになっているかどうかということですね。

○竹内委員長

ワークショップの取り組みについては、空き家の扱いを含めてまだ皆さんの共通の認識には至っていないように思います。地域主体に少しこだわりますが、空き家を含む住まいの問題は、基本的には自治会マターといいますか、地域の自治会が相当の問題意識をもって当たらなければ進まないのではないかと個人的には思っています。もちろん、地域包括支援センターやボラセンの方たち、民生委員の方たちの協力を得て、一緒になって議論するとしても、そのベースに、地域の自治を担う自治会（自治会連合会含む）が、しっかり主導することがモデル事業の成否につながるポイントと考えています。

○後藤（金）委員

今のことに同感なのですが、資料3-2の6ページ、7ページを見て、他のいろんなところの概要が載っているのですが、ここで見てみますと、(6)の平屋建ての木造家屋で、高齢者の家族が活動を理解し貸してくれたとか、それから(7)番目の、地域の人の手が多く入り、お金を余りかけずに改修したといった事例があります。私のところもちょっと経験したのですけれども、業者さんを通さないで自治会とかそういう人間関係でお貸ししてもらっているケースも結構あります。ですから、多分こういうところもそういう関係で安くお借りしているというようなやり方が今結構出てきているのではないかなということ、事例として挙げられるのではないかと思います。

○竹内委員長

まだまだ議論はありそうですが、私のほうから1点だけ市にお伺いします。参考資料として改正セーフティネット法案の概要が示されています。市営住宅という範疇には入らないとは思いますが、茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画の基本方針-1を受けた「推進すべき施策①」の主な取り組みで「既存の空き家による借上住宅についての検討」と記載されています。現在、これはUR住宅を借り上げるという形で進んでいるようですが、この「既存の空き家」は、今後は民間住宅を含めて考えていく、という理解でよろしいのでしょうか。また、民間の空き家、空き室を活用して準公営的な住宅整備を仮に進めるとすると、その際には改修費の補助、家賃軽減の措置が規定されていますが、それは国が半分補助して、あとの半分は県が負担する、というイメージでいいのでしょうか。県市の関係を含めて費用負担などについて教えてください。

○塩川委員

まだ制度的にはそこまで決まっていません。

登録は県・政令市という話になっています。ですから、制度をどう運用していくかというのはこれからの話なのですが、まずはセーフティネット法の中で明らかになってきているのは、登録制度を行います。この登録は、茅ヶ崎市の場合は県が行いますが、その登録した住宅をどうしていくのか、公的なお金をどう入れていくかというのは、県もこれか

ら議論していかなければいけませんし、当然市でも議論して頂くような話になると思います。しかし、いずれにしてもまだ制度のアウトラインがはっきりしているわけではなく、5月の連休明けぐらいに国のほうがもう少し明確なものを示してくるだろうと思います。それを受けて、一応私どものほうで音頭を取らせて頂いて、市町村も含めて少し研究会をやっていききたいと思います。その中でどうしていくかということを出していききたいと思いますのですが、今の段階で茅ヶ崎市さんのほうで何か思惑があるのであれば、むしろお聞きしたいなと思います。

○竹内委員長

先ほどの話で、借上型市営住宅が20年の契約期間が迫っているということ、多分この空き家問題を絡めて解決していこうという動きが出てくるように予想します。その辺の市の思惑がどのあたりにあるのでしょうか。

○塩川委員

基本的には、空き家をどう活用していくかという話がスタートラインですが、例えば先ほどの借上げの話も、我々は、借上げは期限が切れるから、それをこの新しい制度にシフトしてしまえばいいのではないかと、思っていました。しかし、実はこれを国が制度として運用するのは、あくまでも住宅確保要配慮者に対してという話であり、現に住んでいるところは対象になりません。今みんなそういう説明の仕方をしています。ですので、借上げのものをこの制度にシフトしようとする、恐らく今の制度の中ではできません。ただ、我々はその説明のしようがあるのではないかと思っていますので、その辺は今後少し議論していきたいです。いずれにしても、もう少し制度のアウトラインが見えてこない」と議論が進んでいかないというのが現状です。

○竹内委員長

市として付け加えるべきこと、ありますか。

○都市政策課後藤主幹

借上げ住宅につきましては、早いところであと5年ほどで契約が切れてしまうということもありますが、それ以降どうするのかについては、市営住宅ストック総合活用計画の見直しに合わせて検討していくということで、現在はまだ考えていないという状況のようです。仮に今後、既存の住宅、空き家、空き住戸も含めて、そういったところを借上げ住宅とすることはあり得るのかということに関しては、条件が合えばそれは十分可能という所管課からの回答でございましたので、このセーフティネットの改正法も見据えた中で連携して今後やっていければと思います。

○竹内委員長

時間の関係もありますので、3の「報告」に移らせていただきます。(1)(2)(3)合わせて説明頂けますか。よろしく申し上げます。

○都市政策課後藤主幹

それでは、3 報告につきまして(1)から(3)までまとめて説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

まず(1)空家等対策計画の策定状況についてです。「茅ヶ崎市空家等対策計画」及び「茅ヶ崎市特定空家等判定基準」につきましては本年3月1日の政策会議にて承認されました。これに伴い本日ご用意いたしました「茅ヶ崎市空家等対策計画」本冊・概要版、および「茅ヶ崎市特定空家等判定基準」本冊につきましては、本年4月より公表する予定でございます。

昨年12月2日より本年1月5日まで行ったパブリックコメントを受けた修正は特にございませんでしたが、その後の庁内会議における指摘等により、何点か加筆修正を行った事項がございますので、それについて説明させていただきます。

本日ご用意いたしました空家等対策計画(本冊)の1ページの最下段に空き家のひらがなの「き」があるものとないものの説明書きを記述しておりますが、これだけではわかりづらいということもございましたので、図入りの説明書きを追記いたしました。

本計画におけるひらがなの「き」入りの空き家の定義としては、法に基づく「空家等」「特定空家等」を包含する位置づけとしております。具体的には、実態調査や空き家利活用において対象とする空き家については、「空家等」の定義で示されている「使用がなされていないことが常態であるもの」以外の空き家についても対象とする必要があります等のことから、法に基づく記述以外の言い回しを設けたものでございます。

次に、空家等対策計画(本冊)の29ページの6(1)庁内推進体制(図表19)庁内関係課一覧表のところの関係する部・課の名称が、本年4月に予定されている保健所政令市移行に伴う機構改革に伴い、一部変更となりますことから、修正内容を記述したものでございます。関係課の欄の上から三段目「保健所環境衛生課」が新たに加わったこと、そして最下段のところまで本年度まで「保健福祉部」であったところを「福祉部」に変更しております。これらの修正内容につきましては、概要版にも反映しております。

また、空家等対策計画(本冊)の30ページにございます(図表22)空家等対策推進協議会委員名簿の委員のおひとりが交代されました関係で、画面の通り修正いたしました。

その他、これらの資料につきましては主だった変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

資料4の概要版を一枚めくって頂いた3ページ目の右下に記載しております個別施策について、今後具体策について検討・実施をしていく予定としております。

また、資料をさらに1枚めくって頂いたところに<参考資料>がございます。本年2月23日付で市議会議長から市長あてに、条例制定の必要性についての政策提言が出されたので資料としてご用意したものでございます。

この<参考資料>を4枚めくって頂いたところの提言書の6ページにおきまして、空家条例制定の必要性について記述がございます。中段より下の部分に①から⑥を盛り込む必要があるという内容となっております。そのなかの、③軽微な措置については、草木の繁茂の除去などの軽微な対応を行政自らが行う想定でございます。また、④緊急安全措置に

つきましては、管理不全の空き家について法に基づく措置を、法に基づく順序で行っていく場合にあってはそれ相応の時間を要することとなりますが、緊急を要する管理不全の空き家にあつては、すみやかに必要最低限の措置を行政自らが行うことができるという想定でございます。また⑥集合住宅の空き住戸への対応については、マンション等の空き室について何らかの規定を設ける必要があるのではないかという主旨でございます。空家特措法におきましては全室空き家以外のマンションにおいては法の適用から外れている部分でありますので、一部の空き室への対応を考えるにあたっては、条例で補完する必要があるという内容でございます。

条例の必要性につきましては、先の市議会本会議における会派代表質疑におきましても質問を頂いており、それに対する市側の答弁といたしましては、【条例制定の必要性の検討につきましては、本計画の周知状況及び各施策の進捗状況、本市及び他市の情報収集・分析、条文の検討、法律との兼ね合い等研究項目が多岐に渡るため、今後の検討課題であるとする】という答弁をいたしております。

このことから、当面の間は、特定空家等の判定作業や法に基づく適正管理の措置の事例を蓄積しながら、この提言内容でございます（仮称）空き家条例策定に向けての調査・研究を行う予定として考えているところでございます。

続きまして、(2) 来年度スケジュールについてでございます。[資料5](#)のスケジュール表をご覧ください。

最上段のアクションプランの推進につきましては、本委員会を29年度におきましても7月、11月、3月の3回を予定しており、引き続きアクションプランの推進施策の検討について議論させて頂きたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い致します。

その下の段の、アクションプランの施策の一つであります「住まいの相談窓口」、「空き家活用等マッチング制度」におきましては、本年1月25日より運用開始しておりますが、29年度も引き続き運用し、事例を蓄積していく中で問題点の洗い出し等を行い、必要に応じて制度の見直しを行っていく予定としております。

中段の「空家等対策計画」につきましては、29年度に附属機関であります「空家等対策推進協議会」におきまして特定空家等の指定に関する協議、空家等対策計画に位置付けている施策の実施に向けた検討等を行っていく予定でございます。

また29年度におきましては、アクションプラン及び空家等対策計画の個別施策の推進として、下段に記述しております「地域への周知活動」「ワークショップ」等を行う予定としております。

特に「ワークショップ」につきましては、アクションプランの取組5 特に高齢化が進捗する地区でのモデル的取組 の具体策として、また空家等対策計画における取組である「地域への啓発活動の検討」の具体策として、高齢の方や空き家が増えていて課題となっている地区を選定して、地域の課題解決について、また、空き家の利活用についてをワー

クシヨップの中で議論して頂くことにより、少しでも地域の方に関心を持って頂くための機会を設けたいと考えております。

スケジュールの説明は以上です。

続きまして、(3) その他国土交通省閣議決定案件の情報提供でございます。

スケジュール表のうしろにつけております<その他>の資料をご覧ください。

まず、住宅セーフティネット改正法案が本年2月3日に閣議決定され、今年の秋より法施行される見通しとなっております。

内容としましては、民間の空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設及び創設に伴う各種補助がメインとなっております。

裏面に詳細の記載がございます。中段に登録可能な構造・設備、床面積等の基準について言及がございます。特にその中で、旧耐震建築物の耐震性確保については必須の要件となるようです。隣に登録制度のイメージ図がございます。登録は都道府県等となっており、茅ヶ崎市は現状登録先にはなりません、県とどのような連携が出来るのかも含め来年度秋ごろの実施に向け協議してまいります。

また具体的な補助メニューに関しては、まだ案の段階ではありますが、登録住宅改修補助、家賃低廉化補助等が検討されております。こちらについては地方の負担が必須となっております。

次に一枚めくって頂きますと、民泊関連の法案であります「住宅宿泊事業法案」が本年3月10日に閣議決定され、今年の秋より法施行される見通しとなっております。

こちらにつきましては、直近の情報でございますため、これ以外の情報は市で把握しておりませんが、民泊サービスの一定ルールについての内容となります。

内容についてはⅡ概要のとおりですが、

- ① 住宅宿泊事業を営もうとする場合には都道府県知事への届け出
- ② 住宅宿泊管理業を営もうとする場合については国土交通大臣の登録
- ③ 住宅宿泊仲介業を営もうとする場合、観光庁長官の登録

が必要となります。

裏面に移って頂き、中段1住宅宿泊事業者に係る制度の創設については、都道府県に代わり保健所設置市が監督・条例制定事務を処理できるとされております。本市におきましては本年4月より保健所設置市となるため、少なからずかわりが出てくるものと考えております。今後情報収集をしていきながら、県と連携して進めてまいりたいと考えております。

これらの2つの閣議決定の内容については、来年度以降説明会等もあると思われ、住まいづくり推進委員会に報告を逐次させて頂きながら、進めてまいります。

報告(1)～(3)の説明は以上でございます。

○竹内委員長

1点だけ補足しますと、この間、市議会においても「空き家対策に関する政策提言(平

成29年2月)」が行われ、空家条例制定の必要性が提起されています。内容的には、①空家等対策計画では対象外となっている「集合住宅の一部空き室」を含めて対応できるようにすべきこと、②特定空家に至る前の管理不全空家に対しても何らかの有効な措置を考えるべきこと、といった点が特徴です。住まいづくりアクションプランにおいても空き家条例の制定が課題として挙げられていたことから、今後の経過をみながら、必要に応じて検討することになろうかと思えます。

報告事項ということですが、ご質問等いかがですか。

○野口委員

3点あるのですが、全体に空き家にシフトし過ぎているという感じがあるので、いつの間にか何で住まいが空き家にシフトしているのかということについて、何か違うのではないかと思います。もちろん空き家対策は重要なのですが、全体管理をしっかりして、来年度のスケジュールの中に全体の課題把握を書いておかないといけないのではないかと思います。

それと関連して、恐らく今年中に国勢調査の地域別のデータが出てきます。そうすると、一度やった地域別、町丁目別の人の移動とか、年齢構成とか世帯構成が多分また分析できるはずなので、前回との違いを明確にしたほうがよいと思います。前は地域別に分析したので、同じように町丁目別でこの5年間で何が変わっているのかということ、来年度の仕様のうちに組み込んで頂ければ、多分委託でコンサルさんがやってくれると思います。ただ、データ公表のタイミングがわからないので、いつごろデータが出てくるのかを調べてほしいと思います。

3点目が、実は民泊は課題があると感じています。実はあるところで弁護士と一緒に今研究をしております。マンションの民泊、戸建て住宅の民泊、それぞれの課題があって、マンションは特にマンションの管理組合が研究しており、管理規約まで改正しないといけないという問題が出てきているというのがはっきりしてきています。もう一つは、戸建ての民泊はまさに自治会の問題になっていくはずで、というのは、自営の民泊と業者による民泊が出てきて、業者による民泊が増えていくはずなので、そうすると地域の自治会活動、コミュニティにとって大変な問題が起きる可能性があると思います。ここは単に勉強会をやるうねというレベルをもう超えてしまうと理解しているので、市としての対策をきちんと明確にしておかないといけません。条例もつくれるので、いずれは検討しなければいけないと思います。民泊は住まいの問題そのものなので、もうちょっと踏み込んで来年度計画の中に入れて頂ければありがたいなと思います。

意見だけ言っておきます。

○竹内委員長

これまではもっぱら空き家対策を中心にして議論してきましたが、その計画づくりも一段落ということで、これからの「住まいづくり推進委員会」では改めて、基礎調査を含め、住まい全体の問題を取り上げ、着実にバランスよく、議論を重ねていくべきとのご意見で

した。民泊の問題もその一つのご指摘です。

いつも時間配分が悪くて申し訳ありません。ご発言がなかった神谷委員、感想でも結構ですが、ご意見いかがでしょうか。

○神谷委員

先ほどのワークショップのことなのですが、地域懇談会という会合が松林地区では定期的に行っています。そこでは、いろんな施設の方、例えば保育園の園長さん、民生委員、自治会の方、地区社協の方、市社協の方が集まって話し合いをしています。やはりそういうところでいろんな方の意見を個別に吸い上げてきて頂いて、そういう方たちに協力して頂いて、意見を言ってくださった方を代表としてワークショップに出て頂いたほうがよいと思います。地域で困っている空き家を民生委員とか地域の方が把握して、そういう方もお誘いして、ワークショップを開催するのも一つだと思います。

○竹内委員長

地域懇談会が一つの手がかりになるというご指摘です。ワークショップの進め方については、まだ消化不良の部分も残りますが、今日のところはこれくらいで終えたいと思います。事務局、ほかに何かございますか。

○関野都市政策課長

いろいろワークショップの件について、ちょっと消化不良で、我々も余り狭くテーマを決めないで、地域の課題を議論するということ考えており、いろいろ皆様のお考えを聞いた面はありました。今お話にあったように、既定のさまざまな地域での会議がございますので、そこで既に出されている課題というのはあると思いますので、それらもいろいろ吸い上げた中で、次回の来年度の会議の前までに、委員長とちょっと相談させて頂いて、今後の進め方についても一度考え直す時間を頂きたいと思います。その点について、皆様にご了承頂きまして、よろしければ、今までのご意見を踏まえながら、ちょっと修正を加えてスケジュールを考えてみたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○竹内委員長

私と相談というよりも、学識経験者の方を含めて、集まれる方にご参加いただいて、一度しっかり議論したほうが良いと思いますが、よろしいですか。

○関野都市政策課長

わかりました。では、その辺はまたご相談をさせて頂きながら、きょう消化不良だった部分をもう少し明確にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○都市政策課後藤主幹

最後に事務局から一言申し上げます。いろいろご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

次回、来年度でございますが、29年度第1回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会の開催について、7月を予定しております。ただ、ワークショップの今後の進め方等の調整がございますので、時期が若干ずれる可能性もございます。日時につきましては決定次第早急

に皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、本日お車でお越しの委員で、駐車券の処理が終わっていない方がおられましたら、事務局までお持ち頂ければ対応致しますので、よろしくお願ひ致します。

事務局からは以上でございます。

○竹内委員長

それでは、本日の委員会はこれで閉会と致します。ご苦勞さまでした。

－以 上－

1 2 時 0 2 分閉会

議事録署名人

竹内 睦男

後藤 光子
